

令和7年10月30日承認

学校法人近畿大学ガバナンス・コード 【第2版】

令和7年10月30日



目次

はじめに	2	頁
1. 本コードについて	3	頁
2. 本コードの項目について	4	頁
(1) 基本原則「1. 自律性の確保」	4	頁
(2) 基本原則「2. 公共性の確保」	6	頁
(3) 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	7	頁
(4) 基本原則「4. 継続性の確保」	12	頁

はじめに

1. 「学校法人近畿大学ガバナンス・コード」の策定方針

学部学生の約8割の教育を担う私立大学は、わが国における高等教育機関として欠くことができない公共性を有する存在である。現在、私立大学を取り巻く環境は、急速な少子化の進展（生産年齢人口の減少）、グローバル化や情報化の進展に伴う国際競争力の衰退などの課題に直面しており、大きく変化しつつある。ガバナンスとは、日本語では統治や管理と訳されることが多く、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行う制度・取組と、自ら設定した目標を達成するための手段及び結果を監視するための手段を決定する制度・取組という2つの仕組を包含した概念である。概して、企業において議論されることが多いガバナンスという概念ではあるが、私立大学においても、その公共性に鑑み、教育研究を充実発展させるといふ崇高な使命を果たし、社会からの期待に応えていくために必要不可欠なものである。

一方、学校法人近畿大学は、大学、短期大学、高等専門学校その他、附属高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校を設置し、各校は日本私立大学協会、日本私立短期大学協会をはじめとする多くの私学団体に加盟している。本法人は、令和4年3月25日に多様な学校を設置する本法人の実態に鑑み、法人として一貫したガバナンス・コードである「学校法人近畿大学ガバナンス・コード（以下、本コード）」を策定した。本コードは、実効的なガバナンス・コードの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらを適切に実践することは、本法人において持続的な成長と中長期的な法人の価値向上のため自律的な対応を図ることを通じて、学生、生徒、児童、園児（以下、「学生等」という。）・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーへの説明責任を十分に果たすものと考えられる。

2. 本コードの改訂にあたって

このたびの改訂は、第1版の主旨を大きく変更するものではなく、令和5年度の私立学校法の改正に対応し、本法人のガバナンス強化と健全性の向上を図ることを目的としている。原則、日本私立大学連盟のガバナンス・コード【第2.1版】に記載されている取組例に倣いつつ、大学が加盟する日本私立大学協会の私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞からも「実施項目」をとり入れている。

3. 本コードの点検方針

毎年度、本コードへの遵守状況を自主点検し、その結果を「遵守状況報告書」にまとめ、公表するものとする。本コードの遵守状況について、「基本原則」の遵守状況の判断にあたっては、「遵守原則」、「重点事項」、「実施項目」の取組状況によって、また、「遵守原則」の遵守状況の判断にあたっては、「重点事項」、「実施項目」の取組状況によって行うものとする。「実施項目」のすべてを達成しなければ、「重点事項」を遵守していないと即座に判断されることにはならないが、上位の「重点事項」を実現するためには、いずれの項目も必要不可欠な内容である。すべての「実施項目」が達成できていない場合には、「重点事項」を実現できていないこととなる。ただし、「実施項目」以外の手段によって「重点事項」を遵守している場合、その内容を公表する。

1. 本コードについて

(1) 本コードの構成について

本コードは、「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の4つから構成される。「基本原則」から「実施項目」すべてを包含して、コードとしている。

(2) 「基本原則」とは

原則、本法人が実施する必要があると考えた内容を示している。具体的には、「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」及び「4. 継続性の確保」の4つを掲げている。この4つはそれぞれ独立したものではなく、4つが揃ってこそ、法人のガバナンスが有効に機能すると考えられるため、いずれも欠くことができないものである。

(3) 「遵守原則」とは

「基本原則」を遵守するために必要であると考えた内容を示している。「基本原則」と「遵守原則」は、本法人が遵守すべき項目である。

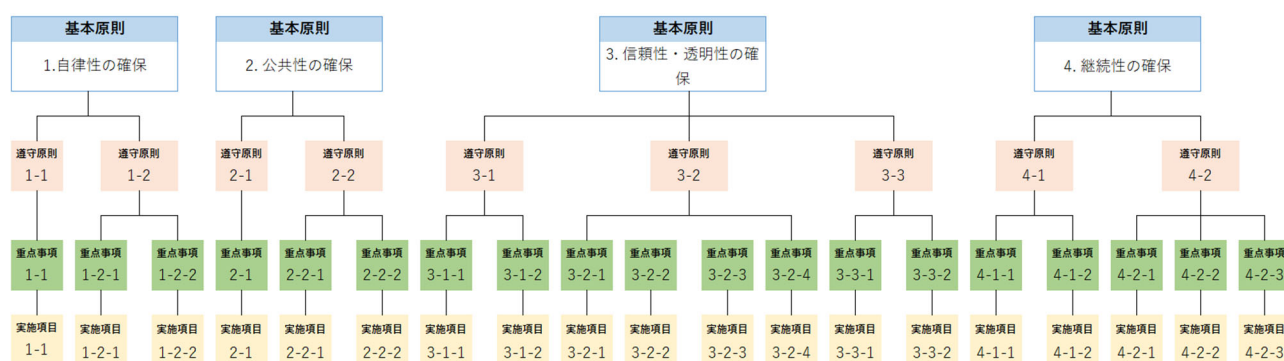
(4) 「重点事項」とは

「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項を示している。また「重点事項」は、上位の「遵守原則」の遵守状況（取組状況）を判断する際の指針となる。

(5) 「実施項目」とは

本法人が「重点事項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目、ガバナンス強化のために将来的に実現していきたい事項や実効的な取組例が含まれている。

(本コードの体系図)



2. 本コードの項目について

(1) 基本原則「1. 自律性の確保」

本法人は、私立学校としての多様な教育研究活動を実現するため、寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則 1 - 1

本法人は、学生等、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、本法人の運営に関する理解を得られるようにする。

重点事項 1 - 1

本法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

実施項目 1 - 1

- ①中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。
- ②中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。
- ③中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。
- ④中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。
- ⑤中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。
- ⑥中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。
- ⑦外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。
- ⑧中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。
- ⑨中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。

遵守原則 1 - 2

本法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

重点事項 1－2－1

本法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。

実施項目 1－2－1

- ①理事長、代表業務執行理事、業務執行理事（以下、「理事長等」という）の業務執行範囲を明確化する。
- ②政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。
- ③理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。
- ④理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。
- ⑤理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。
- ⑥規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者（理事長、理事その他の部門長等）の権限と責任を明確化する。
- ⑦法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。
- ⑧教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。
- ⑨教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努める。

重点事項 1－2－2

本法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。

実施項目 1－2－2

- ①理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。
- ②理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。
- ③理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。

（２）基本原則「２．公共性の確保」

本法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守原則 ２－１

本法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

重点事項 ２－１

本法人は、目指す人材育成（教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。

実施項目 ２－１

- ①本法人が設置する学校のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。
- ②達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生等及び社会に発信し、共有する。
- ③本法人の中期計画等、大学、学部・学科、研究科等、各学校の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。
- ④「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。
- ⑤「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。
- ⑥内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生等からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。
- ⑦自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含む IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。
- ⑧リカレント教育の諸施策について、その方針及び計画を明確化する。
- ⑨留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。

遵守原則 ２－２

本法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

重点事項 2 - 2

本法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、設置する各校が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。

実施項目 2 - 2

- ①社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。
- ②社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。
- ③研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。
- ④地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。
- ⑤公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。
- ⑥社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。
- ⑦組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。

（３）基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

本法人は、私立学校の有する公共性に鑑み、健全な学校運営について、学生等、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則 3 - 1

本法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

重点事項 3 - 1 - 1

本法人は、学校法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。

実施項目 3 - 1 - 1

- ①監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。
- ②監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。
- ③監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。
- ④理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。
- ⑤監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。

- ⑥監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。
- ⑦常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にするなどの方法により常勤監事がいる状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。
- ⑧監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。
- ⑨監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。

重点事項 3 - 1 - 2

本法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。

実施項目 3 - 1 - 2

- ①会計監査人の選任は、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行う。
- ②会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。
- ③会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。
- ④本法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。

遵守原則 3 - 2

本法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、学校で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

重点事項 3 - 2 - 1

本法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。

実施項目 3 - 2 - 1

- ①理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。
- ②法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。
- ③理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ④不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。

- ⑤個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。
- ⑥理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。
- ⑦理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。
- ⑧理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。
- ⑨理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。
- ⑩理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。
- ⑪本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。
- ⑫職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないように、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。

重点事項 3-2-2

本法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。

実施項目 3-2-2

- ①監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。
- ②評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。
- ③評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組を整備する。
- ④相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。
- ⑤本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。
- ⑥監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。
- ⑦監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。
- ⑧評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。
- ⑨法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。

重点事項 3 - 2 - 3

本法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。

実施項目 3 - 2 - 3

- ①内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。
- ②コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ③『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。
- ④理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。
- ⑤組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。
- ⑥内部統制システムに関する点検を定期的に行う。
- ⑦本法人が公正かつ適正な取引、責任ある調達を行うため、法人の関係者は、取引先事業者に対して、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金銭等の供与を受けない。また、このような違法な行為や疑義を招く行為が起らないよう、業務の適正を確保するための内部統制体制を整備する。

重点事項 3 - 2 - 4

本法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。

実施項目 3 - 2 - 4

- ①教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第 118 号「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和 3 年 8 月 20 日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。
- ②公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。
- ③公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。
- ④ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。

遵守原則 3 - 3

本法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

重点事項 3 - 3 - 1

本法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。

実施項目 3 - 3 - 1

- ①いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。
- ②公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。
- ③法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに本法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。
- ④内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。
- ⑤公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。

重点事項 3 - 3 - 2

本法人は、情報公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。

実施項目 3 - 3 - 2

- ①公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。
- ②公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。
- ③情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。
- ④本法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、本法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。
- ⑤web サイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。
- ⑥学校に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、学校関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。

（４）基本原則「４．継続性の確保」

本法人は、建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、学校における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守原則 ４－１

本法人は、教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、学校運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な学校運営を行うようにする。

重点事項 ４－１

本法人は、学校運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。

実施項目 ４－１

- ①理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。
- ②理事、評議員の定数は本法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。
- ③ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。
- ④ガバナンスが有効に機能するように、法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。
- ⑤評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、本法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。
- ⑥外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。
- ⑦理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。
- ⑧理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。
- ⑨政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。
- ⑩経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、本法人の経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。
- ⑪男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮する。

遵守原則 ４－２

本法人は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

重点事項 4 - 2 - 1

本法人は、教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。

実施項目 4 - 2 - 1

- ①とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、本法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。
- ②本法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ & A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。
- ③中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。

重点事項 4 - 2 - 2

本法人は、教育研究活動の継続性を確保するために、学生等納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。

実施項目 4 - 2 - 2

- ①財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。
- ②補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。
- ③社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。
- ④リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。
- ⑤寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。
- ⑥「寄付を受ける」から「寄付を募る」への転換を図り、寄付金募集事業を推進するための体制を整備する。
- ⑦理事長、学長等のトップ層が寄付募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄付募集の位置づけを明確にし、教職員の寄付募集に係る意識と理解の深化を図る。
- ⑧「学校のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「学校の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄付者からの共感を得て寄付を募る。
- ⑨補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。
- ⑩教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄付金募集など、多様な寄付金の募集方法に取り組む。

重点事項 4 - 2 - 3

本法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。

実施項目 4 - 2 - 3

- ①危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。
- ②管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。
- ③危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。
- ④情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。
- ⑤情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。
- ⑥ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。
- ⑦重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑧危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。